

## 第 1 生活保護制度の適正な実施等について

### 1 平成 29 年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた生活保護制度全般についての検討

平成26年7月に施行された生活保護法の一部改正法の附則においては、施行後5年を目途として検討を行うことが規定されている。

生活保護基準については、定期的に検証を行うこととしており、検証に当たっては、社会保障審議会生活保護基準部会を設け、5年に1度実施される全国消費実態調査のデータ等を用いて、専門的かつ客観的に評価・検証することとしている。

現在、平成26年に実施された全国消費実態調査を基礎データとして行う検証作業に着手しており、生活扶助基準をはじめ、有子世帯の扶助・加算などこれまで生活保護基準部会報告書において指摘された検討課題について、本年末のとりまとめを目指し、同部会において議論している。

この平成29年検証の結果を踏まえ、平成30年度以降の具体的な基準見直しの検討を進めるとともに、制度全般についても見直しを検討し、法改正を含め必要な措置を講ずることとしているので、御承知おき願いたい。

### 2 面接時の適切な対応について

実施機関に生活の相談で来所した方への対応については、保護の実施要領等により示しており、また、平成26年7月に施行された生活保護法の一部改正法により申請時の手続等を法律に規定したところである。これまでも周知してきているとおり、保護の申請時において必ずしも申請書の記載事項のすべてが記入されている必要はなく、添付書類の提出を含めて、保護決定前に記入・提出がなされることで差し支えないこと、事情がある方には口頭申請が認められていることについては、従前からの運用を変更するものではない。

面接時の適切な対応としては、相談者の状況を把握した上で、他法他施策の活用等についての適切な助言とともに、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認し、意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続の助言を行う必要がある。このため、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けない等、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきであることに留意願

たい。

そのほか、相談段階における扶養義務者の状況の確認について、扶養義務者と相談してからでない申請を受け付けない、扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行う、といったことがないよう徹底されたい。

さらに、従前から「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成12年10月25日社援第2393号厚生省社会・援護局長通知）において、生活保護法第23条第1項に基づく生活保護法施行事務監査の実施要綱を定め、都道府県及び指定都市が監査を実施する際には、実施機関が要保護者に対して①保護申請の意思を確認しているか、②申請の意思が表明された者に対しては、事前に関係書類の提出を求めることなく、申請書を交付しているか等を確認し、不適切な事例があった場合には是正改善指導を行うこととしている。

上記趣旨を踏まえ、面接相談時における適切な窓口対応が行われるよう、引き続き実施機関に対し必要な指導を行っていただきたい。

なお、過去に実施機関が使用する扶養照会書等に、扶養義務の履行が保護を受けるための要件であると誤認させるおそれのある表現がされている事案が判明したことを踏まえ、管内実施機関が使用している各種様式等について、不適切な表現がないか、点検いただくよう改めてお願いします。

### 3 いわゆる「貧困ビジネス」への対応について

無料低額宿泊所や簡易宿所等であって、居室が著しく狭隘で設備が十分でない住宅であるにもかかわらず、住宅扶助特別基準による家賃額を悪用して不当な利益を得ているいわゆる「貧困ビジネス」が存在するものと考えられる。

これまでも、無料低額宿泊所及び社会福祉各法に法的位置付けのない施設（以下「無料低額宿泊所等」という。）については、一部の施設において不適切な事案が見受けられたことを踏まえ、平成21年10月に発出した通知（平成21年10月20日社援保発1020第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）等により、

- (1) 訪問調査の徹底や劣悪な住環境にある場合などの転居支援
- (2) 消防署が行う防火安全対策への協力
- (3) 未届施設に関する関係部局との連携
- (4) 生活保護費の本人への直接交付の徹底

#### (5) 無料低額宿泊所の収支状況の公開の徹底

について管内実施機関に周知するとともに、生活保護行政の適正な運用及び生活保護受給者に対する適切な支援の確保が図られるようお願いしているところである。

しかしながら、いわゆる「貧困ビジネス」は依然として後を絶たず、無料低額宿泊所等の適正運営の確保が強く求められることから、平成 27 年 4 月に「社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設の設備及び運営について」（平成 15 年 7 月 31 日社援発第 0731008 号厚生労働省社会・援護局長通知）を改正し、同年 7 月 1 日から施行しているところである。本通知の趣旨を踏まえ、適切な運営がなされていない無料低額宿泊所等については、都道府県等の所管部局と連携するとともに、生活保護受給者に対しても必要な助言指導を行うなど、適切な対応をお願いしたい。

### 4 生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方について

平成 27 年 1 月にとりまとめられた生活保護基準部会報告書等においては、宿泊施設において生活保護費を利用したいいわゆる貧困ビジネスが存在していることや、単独での自立生活が困難な者に対する生活支援の必要性に関する指摘がなされている。

このような指摘を踏まえ、平成 28 年 10 月より、「生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方に関する意見交換会」を開催し、事業者及び学識者と、無料低額宿泊所等における生活支援の実情等について意見交換を行っているところである。今後、本意見交換会における意見等を踏まえ、厚生労働省として必要な対応を検討していくこととしている。

### 5 住宅扶助基準見直しにかかる留意事項について

平成 27 年 7 月 1 日から施行されている住宅扶助基準の見直しについては、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」（平成 27 年 4 月 14 日社援発 0414 第 9 号厚生労働省社会・援護局長通知）及び「住宅扶助の認定にかかる留意事項について（通知）」（平成 27 年 5 月 13 日社援保発 0513 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、世帯によって経過措置の適用期限が異なることから、当該世帯における経過措置の適用状況を十分に把握した上で、最低限度の生活の維持に支障が生じないように、適切に

運用するとともに、生活保護受給者の居住の安定や居住先の確保の支援に取り組んでいただくようお願いする。その際、「生活保護受給者の住まいの確保のための福祉部局と住宅部局等の連携について」（平成 27 年 6 月 11 日社援保発 0611 第 1 号、国住賃第 13 号、国住心第 57 号厚生労働省社会・援護局保護課長、国土交通省住宅局住宅総合整備課長、安心居住推進課長連名通知）において示しているとおおり、実施機関におかれては、日頃から公営住宅担当部局や不動産関係団体と連携を図るなどにより、生活保護受給者の居住の安定や居住先の確保の支援を行える体制を整えるなどの取組をお願いしたい。

なお、敷金等、契約更新料の特別基準による設定があるものについては、今回の住宅扶助基準の見直しを契機に、地域の実情に合うものになっているか検証を行い、地域の実情にそぐわない状況となっている場合は、見直しを行われたい。

## 6 預貯金等の資産保有状況の適切な把握

平成 27 年 4 月より、生活保護受給者から少なくとも 12 箇月ごとの資産申告を求め、実施機関が預貯金等の資産の状況を適切に把握するよう実施要領等の改正を行ったところである。この申告により、預貯金等を保有していることが発見された場合には、当該預貯金等が保護開始時に保有していたものではないこと、収入未申告等不正な手段により蓄えられたものではないことを確認し、当該預貯金等が既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものと判断されるときは、当該預貯金等の使用目的を聴取すること。その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合には保有を容認することとしているが、一方、合理的な使用目的がない場合や保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる預貯金等を有している場合には、生活保護受給者の生活状況等について確認し、必要に応じて生活の維持向上の観点から当該預貯金等の計画的な支出について助言指導を行うこと。保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ない旨を生活保護受給者に説明した上で、状況に応じて収入認定や要否判定を行った上で保護の停止又は廃止を行うことを検討する必要がある。

なお、資産申告の確認に当たっては、必要に応じて訪問調査時や個室に案内して行うなど個々のプライバシーに配慮して行うことに留意されたい。

## 7 金融機関等本店に対する一括照会等について

平成 24 年 12 月から実施している金融機関本店等に対する一括照会（以下「本店等一括照会」という。）については、従前は複数の支店に対し個々に照会していたものを、本店等一括照会によって、各実施機関の事務負担の軽減につながるとともに、従前の方法では判明しなかったと考えられる口座が相当数発見されているなど、資産調査の効率的、効果的な実施に資しているものと考えている。

本店等一括照会は「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」（平成 24 年 9 月 14 日社援保発 0914 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づき実施しているが、先般、照会方法の効率化を図る観点から要望があったことを踏まえて、平成 26 年 9 月 30 日付けで上記通知の一部改正を行い、同一世帯の者を一括して照会できる様式等への変更を行ったところであるので、変更後の様式への早期の移行をお願いします。また、生命保険会社に対して実施する法第 29 条による調査については、「生命保険会社に対する調査の実施について」（平成 27 年 2 月 13 日社援保発 0213 第 2 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、照会様式及び依頼事項に関する用語の統一化を図ったところである。

一方で、金融機関からは、本店等一括照会の実施にあたり、一部の地方自治体において関係通知で定める実施方法等が徹底されていないとの指摘がなされている。これまでも、徹底されていない事例及び指摘を踏まえて、留意点を整理した「金融機関本店等に対する一括照会の留意事項について」（平成 25 年 9 月 30 日事務連絡）を発出し、機会を捉えて注意喚起を図ってきたところであるが、未だ徹底されていない事例が散見される状況にある。

迅速で正確な調査を行い、また今後の協力関係の維持・強化につながるよう、本店等一括照会の実施について、通知に沿った対応が徹底されるよう、管内実施期機関に周知していただきたい。こうした事例については、適宜情報提供するので、管内実施機関に対する注意喚起を徹底されたい。

## 8 住宅扶助代理納付の活用について

生活保護の住宅扶助費については、用途を限定された扶助費が家賃支払いに的確に充てられる必要があることから、保護の実施機関による代理納付を可能としているところであり、また平成 26 年 7 月より、一般的に家賃と同時に支払いを求められる共益費に

についても代理納付を可能としたところである。

代理納付という手法自体は、生活保護受給者、家主ともに事務負担の軽減につながるなどのメリットがあることから、家賃滞納をしていない者であっても代理納付をすることは可能としているところであるが、特に家賃等を滞納している者については、住宅扶助が家賃等の用途以外に消費され、結果として住居を失う可能性もあることから、積極的に活用されたい。

なお、国土交通省から紹介がなされる「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」において、住宅扶助の代理納付に係る手続きについて盛り込んだところであり、今後、この法律の施行についてお願いする予定であるので、承知されたい。

## 9 臨時福祉給付金（経済対策分）への対応について

臨時福祉給付金（経済対策分）については、低所得者の消費税率引上げによる影響を緩和するために支給されるものであるが、生活保護法上の取扱いについては「臨時福祉給付金（経済対策分）の生活保護法上の取扱いについて（通知）」（平成 29 年 1 月 26 日社援保発 0126 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において示しているとおり、生活保護費については消費税率引上げの影響を織り込んだ保護基準に基づき算定されているため、平成 28 年度臨時福祉給付金と同様、生活保護受給者は支給の対象外としている。一方、平成 28 年 1 月 1 日に保護が停止されていた者及び平成 28 年 1 月 1 日の翌日から平成 28 年 10 月 1 日までの間に保護が廃止され、又は停止された者については、臨時福祉給付金（経済対策分）の支給対象となるが、臨時福祉給付金（経済対策分）が支給された時点で生活保護を受給している場合は、受給額の全額を収入として認定することとなるので、ご了知の上、管内実施機関に対して指導方よろしく願います。

## 10 年金受給資格期間の短縮等への対応等について

### (1) 年金受給資格期間の短縮等への対応について

平成 28 年 11 月 24 日に「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）が公布され、平成 29 年 8 月 1 日に施行されることとなっている。改正法により、公的年金の受給資格期間が 25 年から 10 年に短縮されることにな

り、生活保護世帯においても、受給資格期間短縮により新たに年金受給権を得る者が見込まれている。29年度中の実施に向けて、「年金制度及び不動産等の資産の活用の徹底等について」（平成23年3月31日社援保発0331第3号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、年金加入状況等の把握を徹底されたい。

なお、日本年金機構（以下「機構」という。）においては、改正法施行日時時点で、年金の受給資格を満たしている者で、住所の把握が可能な者全員に対して、随時、年金請求書を送付することとしており、生活保護受給者の円滑な年金裁定請求手続の実施のため、以下の事項に十分留意のうえ、適切に対応するよう管内実施機関に周知方よろしく願います。

#### ア 生活保護受給者の年金裁定請求手続にかかる助言指導等について

保護の実施機関において把握している情報を元に、年金受給資格期間短縮に伴い年金受給権を得る可能性が高いと考えられる対象者（以下「対象者」という。）について、年金請求書の送付スケジュールを確認するとともに、年金請求書の到達の有無を確認すること。年金請求書の到達が確認された場合には、年金請求書に印字された年金記録について、「年金加入状況管理進行表」の内容と照らし合わせて記入漏れが無いか確認し、記入漏れがあると認められる場合には、年金請求書に必要事項を記入するよう助言指導すること。なお、機構において最新の住所を把握していない対象者や、把握している住所と実際の居所が異なる場合等については、年金請求書が到達しないこととなるため、この場合には、年金請求書が到達しない対象者に対し、適宜、市区町村の国民年金課とも連携しながら、年金事務所に照会するよう助言指導を行うこと。

対象者の年金裁定請求手続の実施に当たり、対象者の生活履歴等を踏まえ、年金加入状況に合算対象期間が生じると考えられる場合には、年金請求書の記入支援を行うこと。

#### イ 円滑な年金裁定請求手続のための取組について

年金受給資格期間短縮に伴い新たに年金受給権を得る生活保護受給者については、

- ① 生活保護受給者の年金裁定請求手続について年金調査員を活用し、必要に応じて年金事務所の窓口へ同行するなど、生活保護受給者に対して必要な支援を行う
- ② 全ての加入期間が国民年金第1号の被保険者期間の者については、年金請求書の提出先が市区町村の国民年金担当窓口であるため、窓口への同行、案内を通じて必

要な支援を行う

等の取組により、確実に年金裁定請求手続が行われるよう徹底されたい。

(2) 法第 29 条に基づく日本年金機構に対する調査にかかる留意点について

法第 29 条に基づく日本年金機構に対する調査については「生活保護法第 29 条に基づく日本年金機構に対する調査について（留意事項）」（平成 27 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡。以下、「留意事項事務連絡」という。）により実施していただいているところであるが、今般、日本年金機構において、年金事務所で行っている官公署等からの照会に係る回答事務のうち、照会件数が多く、照会事項が定例のものについて、業務効率化の観点から全国集約を行うこととされた。具体的には、平成 29 年 4 月 1 日より、法第 29 条に基づく日本年金機構に対する調査については、以下の集約先拠点に直接送付することとなるので、留意されたい。

《集約先拠点》（平成 29 年 4 月 1 日からの送付先）

〒760-8590 香川県高松市寿町 2 丁目 1 番 1 号 高松第一生命ビルディング新館 2 階  
日本年金機構中央年金センター 情報提供業務グループ  
電話：087-811-1822

また、日本年金機構より、法第 29 条に基づく調査について、留意事項事務連絡に記載されている実施方法について徹底されていないとの指摘がなされているところであり、以下の点について、改めて管内実施機関に徹底されたい。

- ・ 将来の年金受給見込額については、日本年金機構において、必ずしも正確な情報を提供することができないため、調査事項に含めずに、必要に応じて、被保護者本人に対して年金事務所への年金相談等を勧奨すること。
- ・ 毎年の年金額改定に関しては、6 月初旬に年金機構から年金受給権者に対して「年金額改定通知書」が送付されることから、改定後の年金額については、まず被保護者に対して改定通知書の提示を求める方法により確認を行う等、年金事務所に過度な負担を生じさせないよう留意すること。
- ・ 調査先に提出される被保護者の同意書が平成 25 年の生活保護法改正前のものである場合には、当該同意書は従前の調査範囲についてのみ同意したものであるため、回答も従前の範囲（資産及び収入の状況）において行われるものであること。



加えて、調査に対する回答については、日本年金機構の内部規程により、公印省略ができることとされているため、回答文書に公印が押印されないことについてご了解願いたい。

なお、日本年金機構においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の規定により、情報提供ネットワークシステムを活用した情報連携の実施が延期されており、その実施時期は現時点で未定であるため、法第 29 条に基づく調査に当たっては、個人番号を記載しないよう徹底すること。

## 11 会計検査院からの指摘について

会計検査院平成 27 年度決算検査報告において、一部の地方自治体で、

ア 年金受給権の調査が十分でなく保護費が過大に交付されていたこと

イ 適切に債権管理を行っていなかった返還金等債権を国庫負担金の対象となる不納欠損額に計上していたこと

ウ 保護施設事務費について、指導員等加算の要件を満たしていないのに加算を行っていたこと

などから、保護費が過大に交付されていたとの指摘があり、不当とされた国庫負担金額の返還が求められたところである。

返還金等の債権については、「生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」（平成 22 年 10 月 6 日社援保発 1006 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、時効の中断などの適切な債権管理を行うことなく不納欠損とした場合には国庫負担金の精算対象外となる。

また、保護施設事務費の指導員等加算については、「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の取扱いについて」（昭和 63 年社施第 85 号厚生省社会局長通知）に定める職員配置基準による職員数が充足され、かつ、各月初日時点において加算配置数として規定する職員が加配されていることなどの要件をすべて満たした場合に限り加算が認められるので、留意すること。

## 第2 就労・自立支援の充実について

### 1 就労支援における KPI の設定について

稼働能力を有する被保護者については、その能力に応じて就労することが必要であり、これまでもハローワークと福祉事務所によるチーム支援（生活保護受給者等就労自立促進事業）、被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業等（以下「就労支援事業等」という。）を活用して積極的に支援を実施いただいているところである。

また、平成 27 年度からは各自治体において、就労支援事業等の対象者数及び参加者数、就労・増収者数等を指標として盛り込んだ就労支援促進計画を策定いただいております、今後、就労支援事業等の適切な効果検証及び的確な見直しを行うこととしている。

政府全体においても「経済財政運営と改革の基本方針 2016」に基づき、引き続き「経済・財政再生計画改革工程表」（以下「改革工程表」という。）に沿って着実に改革を実行していくこととされたところである。改革行程表の中で、生活保護受給者の就労支援に関しては、KPI（改革の進捗管理や測定に必要となる指標）として、

- ① 就労支援事業等の参加率を 2018 年度までに 60%とする
- ② 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合を 2018 年度までに 50%とする
- ③ 「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）を 2018 年度までに 45%とする

ことが定められているほか、就労支援事業等を通じた脱却率、就労支援事業等の各地方自治体の取組状況、「その他の世帯」の就労率等の地方自治体ごとの状況の「見える化」が盛り込まれているところである。

これらの KPI の設定に伴い、目標の達成に向けて、自治体に設置するハローワークの常設窓口（以下「常設窓口」という。）を増設するとともに、常設窓口配置する就職支援ナビゲーターを増員し支援体制を充実することとしている。各自治体においても、就労支援員の増配置による支援体制の充実、被保護者就労準備支援事業の実施など、積極的な取組をお願いしたい。

【参考】生活保護受給者の就労支援等の現状

- 就労支援事業等の参加率  
2015年度 就労支援促進計画の実績値平均 35.8%（確定値）
- 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合  
2015年度 就労支援促進計画の実績値平均 45.0%（確定値）
- 「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）  
2015年度 35.5%

## 2 就労支援促進計画の策定について

就労支援促進計画については、改革工程表に設定された生活保護受給者の就労支援に関する KPI の達成に向け、特に就労支援事業等への参加率が低いことから、事業に参加していない者の状況（稼働能力の活用状況等）について平成 28 年度の就労支援促進計画の実績報告から調査項目を追加することを検討しているのでご了知いただきたい。

また、平成 28 年度は、「就労支援等の状況調査」を踏まえて、就労支援事業等において就労・増収率の達成率が高いなど効果的な取組を行っている自治体に対して、関係職員等研修・啓発事業（補助率 1/2）について、補助率の引き上げを行ったところであるが、平成 29 年度についても引き続き実施することとしているので、ご了知願いたい。

## 3 被保護者就労支援事業について

本事業においては、①就労に向けた個別支援（就労に関する相談・助言、履歴書の書き方、面接の受け方等の支援、個別の求人開拓や定着支援等）、②稼働能力判定会議等の開催（稼働能力や適正職種の検討、就労支援プログラムの選定等に当たり、複数の専門的な知見を有する者で構成する稼働能力判定会議等を開催）、③就労支援の連携体制の構築（地域における被保護者の就労支援体制に関する課題の共有や関係機関の連携強化、個別求人開拓等を円滑に進めるため、ハローワーク等の行政機関、社会福祉法人等関係団体や企業が参画する就労支援の連携体制を構築）をしていただくこととしている。

高齢期に至る手前の 40～50 歳代の生活保護受給者など、年齢や様々な要因により就労につながりにくい状況にある者に対しては、関係機関との協力・連携体制の構築を通じて新たな就労の場の開拓の取組の推進をお願いしたい。

また、本事業は必須事業であり、就労支援員を配置していない、あるいは「その他の世帯」120世帯に対して1名の就労支援員を配置していない等、就労支援体制が十分でない保護の実施機関においては、「就労支援員の増配置について」（平成22年9月14日社援発0914第7号厚生労働省社会・援護局長通知）を参考として、保護の実施機関における被保護者数及びその他地域の実情に応じて就労支援員を適切に配置いただくようお願いする。

#### 4 被保護者就労準備支援事業について

就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える生活保護受給者に対し、就労意欲の喚起や一般就労に向けて日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う事業として、平成27年4月より被保護者就労準備支援事業を実施していただいているところである。

本事業は、このような就労までに一定の準備が必要な生活保護受給者の支援として、重要な役割を担うものであるが、平成28年度において実施している地方自治体は、約26%程度にとどまっている。生活面や健康面、家庭環境、学歴、病歴等様々な就労阻害要因を有する個々人の課題に応じた丁寧な支援が必要であるため、地域の社会福祉法人やNPO法人などとも連携を図り地域の資源を有効に活用することなどにより、積極的な事業の実施をお願いしたい。

また、平成29年度から、被保護者就労準備支援事業のメニューとして、就労意欲が極端に低い者や社会との関わりに極度の不安を抱える者など従来の支援では一般就労につなげることが困難である者を対象に、就労準備支援担当者による支援に加え、障害者等の支援により蓄積された一般就労への移行支援などの専門的な就労支援のノウハウ（※）を活用し効果的に就労準備支援を行う「福祉専門職との連携支援事業」を創設し、新たに補助することとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

##### ※ 就労支援のノウハウの具体的な内容

- ① 支援対象者の就労阻害要因の分析、適職の選定、効果的な支援手法の検討など、適切なアセスメント
  - ② 心身の健康状態の把握や信頼関係の構築など支援対象者が継続的に就労支援を受けられるようにフォローアップ
- を福祉の専門知識を持つ者が実施

なお、福祉専門職との連携支援事業については、被保護者就労準備支援事業（一般事業分）及び就労準備支援事業の適用基準額に、それぞれ1自治体あたり5,000千円（生活困窮者と生活保護受給者の両方を対象に事業を実施した場合には、それぞれ5,000千円）の加算を予定しているのご留意願いたい。

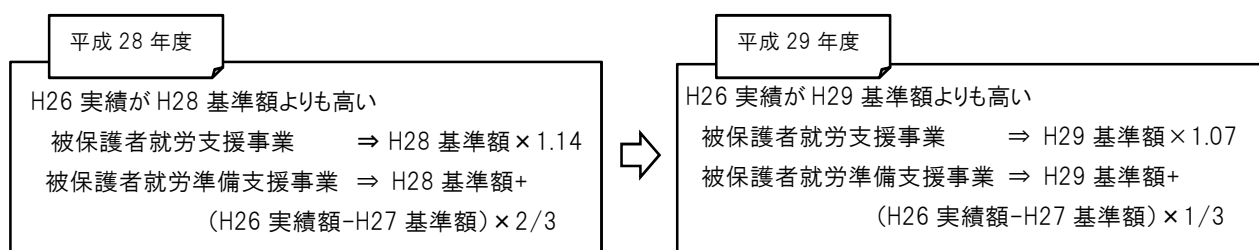
## 5 被保護者就労支援事業及び被保護者就労準備支援事業の国庫負担・補助の基準について

被保護者就労支援事業及び被保護者就労準備支援事業を含む生活困窮者自立支援法関係経費については、全国的な制度として予算を公平かつ効果的に執行するための措置として、事業ごとに基準額（事業費ベース）を設定している。

平成29年度の基準額の設定については、28年度から変更は行わない。平成29年度予算においては、28年度よりも実施自治体数の増加を見込んで、十分な予算を確保しているところであり、各自治体におかれては、引き続きこれらの財源を活用して効果的な事業実施をお願いしたい。

また、各事業の国庫負担・補助については、制度施行当初の平成27年度に限り、基準額に一定の経過措置を設けていたところである。

これらの経過措置については、国庫補助の公平な配分の観点から基本的には廃止していくことが必要であるが、それぞれの経過措置の趣旨等を踏まえ、平成29年度は以下の内容を予定している。



## 6 生活保護受給者等就労自立促進事業について

生活保護受給者等就労自立促進事業は、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者、生活困窮者等を対象として、ハローワークと地方自治体の協定等に基づき、両者によるチーム支援方式により、支援対象者の就労による自立を促進するものである。

本事業では、常設窓口の設置や巡回相談等の実施によるワンストップ型の支援体制を全国的に整備しており、平成 28 年度中に常設窓口を 194 か所設置することとしており、平成 29 年度においては 204 箇所まで増設する予定としている。

既に常設窓口を設置している地方自治体におかれては、「生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」（以下「協議会」という。）等で設定した目標が達成されるなど、連携効果が十分発揮されるよう、窓口を有効活用していただき、支援候補者の積極的な送り出しをお願いしたい。

また、平成 29 年度に新規に常設窓口を開設することになる自治体におかれては、常設窓口の開設に向けて都道府県労働局及びハローワークと調整いただき、ハローワークと一体となった就労支援業務が早期に軌道にのるよう、ご協力いただきたい。

ハローワークとの連携については、「就労支援の実施におけるハローワークとの連携等について」（平成 26 年 6 月 30 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）を参考に実施いただいているところであるが、地方自治体においては、引き続き、定期的に対面で打ち合わせをするなどハローワークと日頃から「顔の見える関係」を構築し、

- (1) 日常的な雇用情勢等（地域の求職者の動向、産業別の求人状況等）の情報共有
- (2) 協議会で設定した目標達成に向けた支援対象者の範囲や選定等のハローワークへの送り出しについての認識の共有
- (3) 支援対象者への支援に当たって必要となる情報提供等の実施

など、生活保護受給者の就労促進に向けて一層の連携を進めていただくようお願いする。

また、「生活困窮者等の就労支援に当たっての地方公共団体とハローワーク等との連携強化について」（平成 27 年 9 月 30 日職発 0930 第 8 号、能発 0930 第 22 号厚生労働省職業安定局長、職業能力開発局長連名通知）の内容をご承知いただき、労働局及びハローワークとの一層の連携に努めていただくようお願いする。生活保護受給者を含めた生活困窮者の就労に向けた準備状況の判断を支援するための「就労準備状況のチェックリスト」についても、各地方自治体においては、ハローワークとの認識共有に効果的なツールとして、引き続き積極的な活用をお願いしたい。

さらに、平成 28 年 10 月 19 日に、生活保護受給者等（地方公共団体が労働局・ハローワークと締結した協定に基づきハローワークに支援要請を行った者）を、公共職業安定所や特定地方公共団体、一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主に対する助成措置を創設した。これに伴い、本事業における地方公共団体からハローワークへの支援要請手続き等の一部見直しを行ったため、事業の円滑な実施に向け、ハローワークとの連携をより一層強化していただくようお願いしたい。支給金額は以下の予定である。

対象者	中小企業	中小企業以外
短時間労働者以外の者	30 万円×2（※）	25 万円×2
短時間労働者	20 万円×2	15 万円×2

（※）助成対象期間は 1 年。6 ヶ月ごとに 2 回支給。

## 7 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について

平成 27 年 4 月から生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「困窮者法」という。）が施行されており、生活保護行政と困窮者法に基づく事業との連携が重要である。

困窮者法に基づく自立相談支援事業の相談者についても、生活保護が必要であると判断される場合には、福祉事務所と連携を図りながら適切に生活保護につなぐことが必要である。

同時に、生活保護から脱却した者等が必要に応じて困窮者法に基づく事業を利用することも考えられるため、本人への継続的な支援という観点も踏まえ、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度とを連続的に機能させていくことが重要である。

については、「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について」（平成 27 年 3 月 27 日社援保発 0327 第 1 号・社援地発第 0327 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長・地域福祉課長連名通知）に基づき、対象者の情報共有などを通じて適切な支援をお願いする。

また、支援を必要とする生活困窮者、生活保護受給者に対して連続的な支援が可能となるよう、地域の実情に応じて両制度に基づく事業の一体的実施にも努められたい。